

## 広島空港アクセス路線あり方等検討業務仕様書

本仕様書は、広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が「広島空港アクセス路線あり方等検討業務」の受注者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

### 1 業務の目的

本業務は、モデル2路線（福山路線、尾道路線）において、アフターコロナを見据えた中長期的に持続可能な広島空港アクセスの実現に向けて、市場調査等を通じて課題を明らかにするとともに、課題解決に必要な取組や関係者の役割分担等について検討するものである。

### 2 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 3 業務内容

#### （1）路線の調査・分析等

##### ①利用実態把握

モデル2路線における利用実態調査・分析等について、各路線において実施する。

調査・ 分析項目	・過去5年の運行便数・利用者数の実績（月別・曜日別・バス停別等） ・利用者の目的、発着地、属性（国籍、所在地、性別、年齢等） など
-------------	--

##### ②潜在需要・将来需要予測

モデル2路線の利用が見込まれる圏域の移動需要（アクセス・イグレス）に関する市場調査・分析等を実施し、各路線における潜在需要及び将来需要について明らかにする。

調査・ 分析項目	・移動需要に関する各種統計データ収集・分析 ・広島空港アクセス路線利用率算定数理モデルの構築 ・将来の移動需要に影響を与えるデータや情報等の収集・分析 ・潜在需要及び将来需要の推計 など
-------------	--

#### （2）路線の課題分析

（1）の調査結果等や広島空港アクセス路線あり方等検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）での議論を踏まえ、モデル2路線において利用者や交通事業者を対象とした調査・分析等を実施し、中長期的に持続可能な路線に向けた各路線における運行課題等について明らかにする。

調査・ 分析項目	・潜在需要と利用実績との乖離の検証・分析 ・利用者ニーズ調査・分析 ・交通事業者や有識者等へのヒアリング調査・分析 ・他空港アクセスの優良事例調査・分析 など
-------------	--

### (3) 路線の目指す姿や取組の方向性の整理

(1) 及び(2)の結果等やワーキンググループでの議論を踏まえ、モデル2路線の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性について、各路線において整理する。

整理項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・広島空港アクセス路線の必要性</li><li>・広島空港アクセス路線に求められる役割及び機能</li><li>・広島空港アクセス路線における最適な運行の形態や方法、サービス など</li></ul>
------	--

### (4) 目指す姿の実現に向けた取組等の整理

(3)の目指す姿や取組の方向性、ワーキンググループでの議論を踏まえ、必要となる取組内容について検討するとともに、各取組における効果(インパクト)と必要経費(コスト)を算出し、各取組とその優先順位を整理する。

整理項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な運行方法(便数、ダイヤ、区間、乗降場所、料金、予約・決済方法等)</li><li>・新たな運行サービスや運行システム等の構築</li><li>・交通インフラの整備、運行規制等の緩和 など</li></ul>
------	---

### (5) 取組の役割分担等の整理

(4)の取組の整理状況やワーキンググループでの議論を踏まえ、各取組の実施主体や役割分担、費用負担のあり方等について、各ワーキンググループのメンバーと調整の上、検討、整理する。

### (6) ロードマップの整理

(5)の役割分担等やワーキンググループでの議論を踏まえ、各取組の実実施スケジュール等について検討し、各ワーキンググループのメンバーと調整の上、目指す姿の実現に向けたロードマップを整理する。

### (7) 利用促進対策の整理

モデル2路線の利用促進に向けて、広島空港振興協議会や地元自治体等と連携を図りながら、各路線において、路線そのものの利用促進はもとより、広島空港を利用した地元自治体への誘客促進に資する効果的な対策等を検討し、ワーキンググループでの議論を踏まえ、ワーキンググループ設置期間中(令和5~6年度)における具体的な取組内容や実施スケジュールについて、各ワーキンググループのメンバーと調整の上、整理する。

取組事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・乗車券とクーポンとのセット券や他の交通モードとの共通乗車券の販売</li><li>・広報PR, 需要喚起プロモーション, 特定層へのセールス活動</li><li>・旅行商品の造成, FAMトリップの企画, 海外イベントへの出展 など</li></ul>
------	---

### (8) ワーキンググループ会議の運営補助

ワーキンググループ会議(モデル路線ごとに各6回開催予定)における、事務局の会議運営(会議資料や議事録の作成など)について補助する。

#### 4 成果品及び提出期限

成果品は次に掲げるものを紙媒体及び電子媒体にて提出する。

- 3 (1) 路線の調査・分析等に関する報告書〔提出期限：令和5年 7月 31日〕
- 3 (2) 路線の課題分析に関する報告書〔提出期限：令和5年 11月 30日〕
- 3 (3) 路線の目指す姿や取組の方向性に関する報告書〔提出期限：令和6年 2月 28日〕
- 3 (4) 目指す姿の実現に向けた取組等に関する報告書〔提出期限：令和6年 7月 31日〕
- 3 (5) 取組の役割分担等に関する報告書〔提出期限：令和6年 10月 30日〕
- 3 (6) ロードマップに関する報告書〔提出期限：令和7年 2月 28日〕
- 3 (7) 利用促進対策に関する報告書〔提出期限：令和5年 7月 31日〕
- 最終報告書〔提出期限：令和7年 3月 31日〕

#### 5 事業予算額

14,100,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

令和5年度予算額：7,450,000円

令和6年度予算額：6,650,000円

#### 6 契約に関する条件等

##### (1) 再委託

受託者は、プロジェクトチームの承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、プロジェクトチームにより再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

##### (2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

##### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

##### (4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、プロジェクトチームに帰属するものとし、またプロジェクトチームは、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

##### (5) 貸与資料

プロジェクトチームは、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸

与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、プロジェクトチームの許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

## **7 留意事項**

- ・受託者は、プロジェクトチームと連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・プロジェクトチームは、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ・受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにプロジェクトチームに報告、協議を行い、その指示を受けること。